

# 新型コロナウイルス感染症の影響により 法人二税の期限内の申告が困難な場合のお手続きについて

長野県／県税事務所

長野県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人二税の申告書類の作成等が困難な状況となり、期限までに法人二税の申告ができないやむを得ない理由がある場合は、**県税条例第 11 条第 3 項の規定により、納税者の申請に基づき、期限を延長することができます。**

## 1 延長が認められる場合

新型コロナウイルスの影響により法人税においても延長申請を要していることや、やむを得ない理由として以下の例が挙げられますが、原則、国税庁が法人税の申告期限延長のやむを得ない理由としている事由に準じます。なお、期限までに申告等を行うことができない理由等について、県税事務所から個別にお尋ねする場合があります。

- (例) 経理担当者や税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含む）が感染症に感染したこと  
感染拡大防止等のために通常の業務体制が維持できないこと  
感染拡大防止のため定時株主総会の開催時期を遅らせたことにより、決算が確定しないこと

## 2 提出書類等

- ① 申告等の期限延長申請書（長野県県税に関する規則様式第 49 号）…（下記 3 参照）
- ② 法人税における「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の写し

## 3 その他

法人事業税等については、上記県税条例による延長申請のほか、地方税法第 72 条の 25 第 2 項又は第 4 項（これらの規定を準用する場合を含む。）による災害延長とのどちらかによる申請ができます。

## 4 延長申請の提出及びお問い合わせ先

県税事務所	連絡先	管轄区域
総合県税事務所	☎(026) 234-9507	長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡、下高井郡、下水内郡
東信県税事務所	☎(0267) 63-3139	上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡
南信県税事務所	☎(0265) 76-6807	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ケ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡
中信県税事務所	☎(0263) 40-1908	松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、木曾郡、東筑摩郡、北安曇郡
長野県庁税務課	☎(026) 235-7048	